

下水道河川局庁舎消防設備保守点検業務仕様書

1 業務名

下水道河川局庁舎消防設備保守点検業務

2 目的

本業務は、札幌市下水道河川局庁舎に設置されている消防設備の機能を保全し、もって防災体制の確立と消防設備の円滑な運用を期することを目的とする。なお、実施に当たっては、「消防法」等の関係法令を遵守すること。

3 対象

札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号 札幌市下水道河川局庁舎

4 業務履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 業務内容等

- (1) 昭和50年10月16日付消防庁告示第14号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票様式」及び平成16年5月31日付消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」によるほか、平成14年6月11日付消防予第172号「消防用設備等の点検要領の全部改正について」及び平成14年6月11日付消防予第173号「消防用設備等の点検に係る運用について」により実施する。
- (2) 点検後は総務省消防庁の示す「消防用設備等の点検済表示制度」に合致する「ラベル」を必ず添付すること。
- (3) 点検は機器点検を4月及び10月、総合点検を10月に行い、安全かつ良好な状態を確保すること。
- (4) 契約期間内において設備機器の故障又はそのおそれが発生した場合には、応急処置等の対応を行うこと。

6 設備概要及び点検基準

別紙による。

7 結果報告

業務等の結果は、所定の様式によって実施の都度報告し、承認を得ること。

8 委託料の支払時期及び回数

年3回、支払内訳表に基づき支払うこととする。

なお、各回に1円未満の端数がある場合は、全て初回に支払うものとする。

支 払 内 訳 表		
回	業務期間	支払比率
1回目	令和4年4月	35%
2回目	令和4年5月～令和4年10月	55%
3回目	令和4年11月～令和5年3月	10%
合 計		100%

9 除外事項

- (1) 新設工事及び増移設工事
- (2) 配線の絶縁改修
- (3) 1件の設備修理材料、部品等が5,000円を超過する場合

10 環境配慮

受託者は、発注者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、業務の履行に係る環境負荷の低減に努めること。

11 その他

- (1) 業務の実施に必要な工具、器具及び消耗品類は、受託者の負担とする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、消防法に定める有資格者が実施することとする。
- (3) 消防法に基づく点検等は、当該結果を所定の様式により速やかに該当機関に報告すること。

- (4) 受託者は、故障等が発生又はそのおそれがある場合には、速やかに専門技術者を派遣し、迅速に処理すること。
- (5) 庁舎管理の運営又は市職員の業務に支障を及ぼすおそれのある作業をする場合は、委託者の指示する時間帯に実施すること。
- (6) 業務の実施に当たって、受託者の不注意により生じた故障、破損、事故等は、受託者の責任において処理すること。
- (7) 下水道河川局庁舎の消防訓練において、訓練の立会・助言を行うとともに、消火訓練の器材の提供等の協力をする事。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、決定する。